

淇上の高適（上）

川 口 喜 治

盛唐の辺塞詩人として著名な高適は、天宝八載（七四九）に睢陽郡（Ⅱ宋州。治所は宋城県、現在の河南省商丘市）の太守・張九臯の推薦によって有道科に挙げられ、陳留郡（Ⅱ汴州）封丘県（河南省封丘県）尉の職に就くまでの約五十年間、布衣の生活を余儀なくされていた。この布衣の期間、高適は、長安・洛陽、燕・趙、魯、楚などの地方への旅遊をまじえながら、その多くを、宋州宋城県に居を構えてその活動を拠点として過ごしていた。ただ途中、わずかな期間ではあるが、その居を淇水のほとりの別業に移している。そしてこの淇上の別業における高適の詩作や生活については、従来、年譜等でわずかにふれられるだけで専論がなかったように見受けられる。そこで本論では、高適の文学と伝記の研究の一環として、淇上の別業における生活の時期に焦点をあててみることにする。そして本稿上篇では、先行諸説を比較検討しながら淇上寓居に関わる伝記的考証をおこなう。

（一）

はじめに、高適の淇上の別業の位置について確認しておきたい。別業の近くを流れる淇水は、山西省陵川県あたりを源に東流し、河南省鶴壁市の南方で南に向かい、当時の永濟渠という運河と交差して当時の黄河に入っていた比較的短い河川であり、地図で見ると、黄河の流れが南に下がりそれと合流していない点を除けば、現在もその流れ

をほとんど変えていないようである。^①

さて、別業の位置であるが、淇上寓居期の作品から、それを知る手がかりになる作品を挙げてみると、まず「淇上別業」（五七頁）には、「依依西山下、別業桑林邊。庭鴨喜多雨、隣雞知天暮。野人種秋菜、古老開原田。且向世情遠、吾今聊自然。（依依たり 西山の下、別業 桑林の邊。庭鴨 多雨を喜び、隣雞 天の暮るるを知る。野人 秋菜を種え、古老 原田を開く。且く世情と遠ざかり、吾 今 聊か自然たらん。）」とあり、さらに「酬衛八雪中見寄」（五九頁）の前半には、「季冬憶淇上、落日歸山樊。舊宅帶流水、平田臨古村。（季冬 淇上を憶い、落日 山樊に歸る。舊宅 流水を帶び、平田 古村に臨む。）」とある。そこでこれらを総合すると、高適の別業は、淇水（Ⅱ「流水」に臨み、「西山」の「山樊」（山のふもと））にあり、またそこからは田野と「桑林」とが広がっているのが見渡せたことがわかる。ここで後者の「流水」を淇水と判断するのは、第一句目に「淇上」とあることと、前者の詩題が「淇上別業」であることによる。ちなみに後者の「舊宅」については、衛八のそれを指すとの説があるが、これは詩の後半を待たずとも明らかに高適の住居である。また衛八は、杜甫の「贈衛八處士」で有名な人物である可能性が指摘されている。^②

次にもう少し具体的な別業の位置であるが、それについては以下の二作品が手がかりとなる。まず「淇上送韋司倉往滑臺」（五八頁）の後

半には、「滑臺門外見、淇水眼前流。君去應回首、風波滿渡頭。(滑臺門外に見え、淇水 眼前に流る。君去りて應に首を回らすべし、風波 渡頭に滿つ。)」とある。「滑臺」は、黄河を夾んで衛州の対岸にある滑州の治所・白馬県(河南省滑県付近)の州城(4)。この詩が、韋司倉なる人物に自らの就職の取りなしを依頼したものであるとするならば、引用の前半二句は、韋司倉との距離の近さを強調する修辭的表現であることにもなるが、いまそれを差し引くとしても、高適の別業の「門外」から滑台(白馬県)は、黄河を夾んで比較的近い距離にあったと考えられる。また「酬陸少府」(五九頁)の冒頭と末尾には、「朝臨淇水岸、還望衛人邑。別意在山阿、征途背原隰。……固應不遠別、所與路未及。欲濟川上舟、相思空佇立。(朝に淇水の岸に臨み、還た衛人の邑を望む。別意 山阿に在り、征途 原隰に背く。……固より應に遠別ならざるべし、與するところ 路 未だ及ばず。川上の舟を濟さんと欲し、相思いて空しく佇立す。)」とある。本稿の底本とした孫氏(7)「校注」(注(2)参照)によれば、淇上の別業から出遊するときの作品である。「衛人の邑」は、淇水の東岸に位置する衛州衛県(河南省淇県東)の県城で、淇県はもと春秋衛国の都朝歌の地にあたる。「山阿」「原隰」は、それぞれ先に示したように、別業のある山のみもととそれとをとりまく田野・桑林を指すのであろう。「陸少府」は、高適が「路」(官途)を未だ同じくできない人物で、おそらく衛県の尉であったと考えられる。ここから、別業は、衛県城の付近にあったとすることができるとは、別の地であることを注意しておきたい。

以上の諸作品から、高適の別業は、滑台を黄河の対岸にのぞむ衛州衛県城の付近で、淇水に臨み、田野や桑林が見渡せる山のみもとに在ったと考えられる。

なお、前掲「淇上別業」の「西山」について、彭蘭氏は、衛県の西

北にある蘇門山であると推定している(8)。この詩の第一句は「西の山のふもとを離れがたい」という意味であり、「西山」は「人々が西の山と普段呼んでいる山」という風に固有名詞的に扱われている。すると「西山」は、ここではどこか拠点となる都市からの西の山という意味になるはずであり、また淇水流域の比較的大きな都市は衛県だけであったので、一見、この推定は妥当性を持つことになるであろう。しかしこの推定は、彭氏は資料としては提示していないが、『元和郡縣圖志』(卷十六) 河北道一・衛州・衛縣の「蘇門山、在縣西北十一里(約六km)。孫登所隱、阮籍・嵇康所造之處。」という記事に拠っているはずであり、もしそうであるとすれば、『圖志』の記述に疑義があるので、すぐにそれを受け入れることはできない。例えば宋初の『太平寰宇記』(卷五六) 河北道五・衛州・衛縣には「蘇門山在縣西八十一里(約四四km)。一曰蘇嶺。俗名五巖山。魏氏春秋云、阮籍見孫登長嘯、有鳳凰集登所隱之處。故號登爲蘇門先生。」とあり、これに従うならば、蘇門山は、唐代の衛州共城県(河南省輝県)の北に位置することとなり、『圖志』の記述から大きくずれてしまう。さらに今便宜的に『古今圖書集成』方輿彙編山川典(卷五三) 蘇門山部に引かれる文献を見るに、『新唐書』(卷三九) 地理志三・河北道・衛州汲郡衛の注文の「有蘇門山。」を除いて、その位置を現在の河南省輝県の北としている(10)。また『中國歷史地圖集』(注(1)参照)も同様の比定をしている。よって、今ここで彭氏に代わる具体的な山名は提示できないが、「西山」=「蘇門山」とする説には従わないこととする。

別業の位置については上述の如くであるとして、次に「淇上別業」の「桑林」という語に注目してみたい。まず桑はもとより、養蚕のために栽培されているものであるが、唐代の養蚕絲綢業は、百年あまりの経営を経て、開元天寶年間には、黄河流域の大部分の地域で展開されるようになっており、また衛州は、唐代前後期にわたり、絲織品を

税として納める州であり、後期には特殊絲織品「綾」を納めるようになっていたようである。淇上に生活経験のある王維も、「淇上田園即事」⁽¹¹⁾（『全唐詩』卷二二六）の前半に、「屏居淇水上、東野曠無山。日隱桑柘外、河明閭井間。淇水の上、東野曠かに山無し。日は桑柘の外に隠れ、河は閭井の間に明かし。」と詠っており、ここからも桑樹の群が淇上の風景であったことが確認できる。さらに、日野開三郎氏によれば、唐代の桑樹は大木仕立てであり、桑畑は、現在我々が知るような低木のそれではなかったとのである。それゆえ高適詩において「桑林」と表現されているのであり、また王維詩の第三句も「桑柘」の林としてこそ、より明確に理解できよう。さらに日野氏は、「桑樹が大木仕立てであったということは、桑地は長く固定して林を成し、地目の変更が減多に無かったということになる。」と述べており、すなわちこれは、いま述べたように桑林が淇上の風景として定着していたことを示している。

そして高適の別業は、この桑の栽培と養蚕を、産業のひとつとしていたと考えられるのである。日野氏は、「蚕郷での荘園が桑地を取り込んでその重要な資産としていた事例は乏しくない。」として、「淇上別業」を例の一つとしている。また日野氏は「荘園の桑土はこうした国の桑産重視の下で経営せられ、荘家の家内手工業としての蚕織に結びついていた関係から、桑土はつとめて、荘宅に近い所が選ばれていたと考えられるのである。」（傍点・川口）「桑葉が商品として売買せられていた」などの指摘をしており、これは「淇上別業」の解釈と高適の別業の産業のあり方について、甚だ重要な指摘であるといえよう。

次に、高適が宋州宋城県の住まいのほかに、別業を営むだけの経済的基盤が有ったかどうかということが問題となろう。確かに『舊唐書』（卷一一一）の本伝には、張九臯に推薦されるまでの布衣時代を記して、「父從文、位終韶州長史。適少濩落、不事生業。家貧、客於梁宋、

以求丐取給。（父は從文、位は韶州長史に終わる。適少くして濩落、生業を事とせず。家貧しく、梁宋に客となり、求丐を以て取給す。）と、父は韶州（治所曲江県、広東省韶關市）という辺境の地方の下級官吏で終わっており、高適自身も貧しく、「求丐」すなわち有力者の援助を受けて生活をしていた、としている。またこの「求丐」は宋州のそれだけを指すのではなく、燕・趙や魯、楚への「遊丐」をも含めて考えてよいであろう。

しかし同時に「生業を事とせず」とあるのは、「生業」つまり中小地主としての土地経営を、彼の一族が行なっていたことを示しているはずであり、また「家貧しく」という記述も、当時の読書人・知識人として栄達して富貴を獲得するという観点からの評価であるに相違ない⁽¹²⁾。さらに私が注目したいのは、彼の排行が「三十五」であることである。岑仲勉氏によれば、排行は、又従兄弟を含めた兄弟の順序であり、これが三十五であるということは、高適の一族は比較的大きなものであったと想定できるのである⁽¹³⁾。このような点から、高適は淇上に別業を経営するだけの経済的基盤を持っていたと考える。

そしていま証拠を提示することはできないが、危険を承知で言えば、高適の一族が、一族のなかに出た秀才として、彼を科挙に合格させて高級官僚とするために、彼に対して重点的な投資を行なっていたと想像する。高適が栄達したならば、それはとりもなおさず一族全体に利益を誘導することになるのであるから。さらにもしこれが正しいとすれば、以前に論じてきた彼の文学の特徴である、離別詩において別れの悲哀を超克し旅立つ者の将来の成功に言及して激励する態度や、自己の不遇を述べる時に不遇感に沈潜してしまうことはなくそれを超克・抑制しようとする意志的な態度は、その背景に、高適（そして彼と同様の階層出身の士人）が背負っていた一族の期待に対する責任感を想定でき、それが彼の文学では直截に表現されたのだと考える。

(一)

次に、高適の淇上寓居の時期がいつであるのかについて、従来の諸説を比較検討しつつ考えてみたい。

まず、本節で参考にする年譜・論文を、その略称とともに以下に掲げる。

【年譜】

△阮▽阮廷瑜「高適年譜」(台北)『學術季刊』五一三、一九五七年。

のち阮廷瑜『訂正再版高常侍詩校注』(一九八〇年、(台北)國立編譯館中華叢書編審委員會) 所収)

△王▽王達津「詩人高適生平系詩」(『文学遺産増刊』八、一九六一年。

のち王達津『唐詩叢考』(一九八六年、上海古籍出版社) 所収)

△彭▽彭蘭「高適系年考証」(注(7)参照)

△周▽周助初「高適年譜」(一九八〇年、上海古籍出版社)

△譚▽譚優学「高適行年考」(譚優学『唐詩人行年考』(一九八一年、四川人民出版社) 所収)

△劉▽劉開揚「高適年譜」(劉開揚『高適詩集編年箋註』(一九八一年、中華書局) 所収。『箋註』の作品配列も△劉▽に含める。)

△孫▽孫欽善「高適年譜」(注(2)『校注』所収。『北京大學學報』(人文科学)一九六三—六(一九六三年)所載のもの)の修訂増補版。

『校注』の作品配列も△孫▽に含める。)

△余▽余正松「高適年表」(余正松『高適研究』(一九九二年、巴蜀書社) 所収)

【論文】
△孫▽孫欽善「高適年譜諸疑考辨」(『北京大學學報』(哲学社会科学版)一九八三—四、一九八三年)

△陳▽陳鉄民「高適系年考補」(『文史』二六、一九八六年)

さて上記の研究の中でもすでに指摘されているのであるが、高適の淇上寓居時期を検討する上で重要となるのが、「淇上酬薛三據兼寄郭少府」(七一頁)という作品である。比較的長い詩であるが、以下にその全てを掲げる。

- 1 自從別京華、2 我心乃蕭索。3 十年守章句、4 萬事空寥落。
 - 5 北上登薊門、6 茫茫見沙漠。7 倚劍對風塵、8 慨然思衛霍。
 - 9 拂衣去燕趙、10 驅馬恨不樂。11 天長滄洲路、12 日暮邯鄲郭。
 - 13 酒肆或淹留、14 漁潭屢棲泊。15 獨行備艱險、16 所見窮善惡。
 - 17 永願拯芻蕘、18 孰云干鼎鑊。19 皇情念淳古、20 時俗何浮薄。
 - 21 理道資任賢、22 安人在求瘼。23 故交負靈奇、24 逸氣抱謇諤。
 - 25 隱軫經濟具、26 縱橫建安作。27 才望忽先鳴、28 風期無宿諾。
 - 29 飄飄勞州縣、30 迢遞限言諛。31 東馳眇貝丘、32 西顧彌號略。
 - 33 淇水徒自流、34 浮雲不堪託。35 吾謀適可用、36 天路豈寥廓。
 - 37 不然買山田、38 一身與耕鑿。39 且欲同鷓鴣、40 焉能志鴻鶴。
- (1 京華に別れて自從り、2 我が心 乃ち蕭索たり。3 十年 章句を守れども、4 萬事 空しく寥落たり。5 北上 薊門に登り、6 茫茫 沙漠を見る。7 劍を倚びて風塵に對し、8 慨然として衛霍を思う。9 衣を拂いて燕趙を去り、10 馬を驅りて悵として樂しません。11 天は長し 滄洲の路。12 日は暮る 邯鄲の郭。13 酒肆 或いは淹留し、14 漁潭 屢しば棲泊す。15 獨行 艱險備わり、16 見る所 善惡を窮む。17 永く願う 芻蕘を拯うを、18 孰ぞ云わん 鼎鑊を干すを。19 皇情 淳古を念えども、20 時俗 何ぞ浮薄たる。21 道を理むるは賢を任ずるに資り、22 人を安んずるは瘼を求るに在り。23 故交 靈奇を負い、24 逸氣 謇諤を抱く。25 隱軫たり 經濟の具、26 縱橫たり 建安の作。27 才望 忽ち先に鳴き、28 風期 宿諾無し。29 飄飄として州縣に勞し、30 迢遞として言諛限らる。31 東に馳せて貝丘を眇、32 西に顧みて號略に彌ぶ。33 淇水 徒自に流れ、34 浮雲 託

するに堪えず。35吾が謀 適に用いらる可ければ、36天路 豈に寥廓たらんや。37然らざれば山田を買い、38一身 耕鑿に與らん。39且つ鶴鶴と同じからんと欲す、40焉くんぞ能く鴻鶴を志さんや。）

この作品が淇上寓居時期の系年において重要であるのは、前半十八句目あたりまでに淇上寓居以前の経歴が語られていることと、のちに触れることになるが、この詩が贈られた相手の「薛三據」の伝記の検討から淇上寓居の開始時期を定めうる可能性があるからである。

さて冒頭四句は、二十歳で長安に上るも志が遂げられず、不遇のまま宋城に客居していたことをいう。続く十句は、就職の糸口を求めて燕趙の地を訪れ、薊門にまで赴き、失意のまま帰途に就いたことを歌う（本稿では便宜的にこの旅遊を第一次薊北行と呼んでおく）。なおちなみに14「漁潭」の句から、高適は薊北からの帰途の少なくとも一部に、懷州武陟県（河南省武陟県）から幽州薊県（北京市）に通じていた運河（永濟渠）を利用したものと推測できる。次の十八句には、高適の経世への意志と「薛三據」「郭少府」への賛辞などが歌われており、33「淇水」の句以下の末尾八句には、経世のために才能を発揮する機会に恵まれないため、隠棲せんとする気持ちが述べられている。

ここでまずこの作品から、高適の淇上寓居は第一次薊北行のあとであることが判明するのである。ちなみに末尾から四句目の「買山田」の「山田」は、前節での検討からすれば、淇上の別業をを指すものであろう。してみると高適は、淇上寓居と同時に別業を購入し、その経営を始めたことになると考えられる。

*

さて、淇上寓居は第一次薊北行後に系かることは確かであるが、実はその時期が年譜によって大きく三説に分かれており、次にこれについて検討してみることとする。その三説は、A説：淇上寓居を開元年

間に系年する説、B説：開元末年から天宝初年に系年する説、C説：天宝年間に系年する説である。以下に、各年譜における淇上寓居時期とその前後の高適の足取りを掲げるとともに、参考のために、高適の生年と第一次薊北行の期間を示しておく。なお各年譜の記事は、論者が要約・補充したものである。また以下の諸年譜中の「宋州（＝睢陽）」は、宋城県を指すと考えていただきたい。また◆印は、前掲「淇上酬薛三據兼寄郭少府」（以下「淇上酬」詩と略称）の制作を指す。ただ△彭▽は、この作品を系年していない。開元元年は七一三年、天宝元年は七四二年にあたる。

【A説：開元年間に系年する説】

△阮▽

景龍元年（七〇七）：生まれる。

開元十四年：長安・洛陽を経て、梁宋に行く。以後、宋州に在り。

開元二十五年：秋、宋州より薊門へ赴く。

開元二十六年：秋、薊門に至る。冬、薊北より帰る。

開元二十七年：歳の初め、真定に至る。邯鄲・淇上◆を経て、宋州に

帰る。以後、宋州を拠点に齊魯や楚などを旅遊。

天宝六載：長安に徴せられ、封丘県尉を授けられて赴任。

△王▽（この年譜の記載は、かなり簡略である。）

通天元年（六九六）：生まれる。

開元三年：長安に遊ぶ。失意のまま、洛陽に至り、梁宋に行く。

開元十三年：この後数年間、薊北に旅遊し、また淇上に寓居。◆。

開元二十三年：長安に徴せられ、封丘県尉を授けられて赴任。

△孫▽（△孫2▽）

長安元年（七〇一）：生まれる。

開元八年：長安に行くも、失意のまま梁宋に客遊し、宋州に居を定

める。以後、宋州に在り。

開元二〇年：宋州より薊北へ赴く。

開元二三年：薊北より帰り、(宋州にもどらずそのまま)長安に赴き
 応試。落第。

開元二四年：秋、長安より淇上に行く。冬、淇上より出遊し、すぐ
 に帰る。◆(二四、二五年のいづれかを明確にしてい
 ない)。

開元二五年：夏、淇上から、淇水より黄河を涉って出遊。秋、淇上
 へ帰る。

開元二六年：淇上より宋州へ帰る。以後、宋州を拠点に、相州・楚・
 梁宋・齊魯などを旅遊。

天宝八載：睢陽太守張九臯の推薦により有道科に挙げられ、長安に
 至り、合格。封丘県尉を授けられる。秋、封丘県へ赴任。

〈陳〉(年譜ではないので、記事は省略する。)

【B説：開元末年から天宝初年に系年する説】

〈周〉

久視元年(七〇〇)：生まれる。

開元七年：初めて長安に遊ぶ。失意のまま滞在。

開元九年：長安より宋州に帰る。以後、宋州に在り。

開元十八年：宋州より薊北へ赴く。

開元二二年：薊北より宋州に帰る。帰途、衛に立ち寄る。

開元二三年：長安に徴せられて制科試に応ずるも、落第。

開元二六年：秋、長安より宋州に帰る。

開元二七年：秋、宋州より汶上に至る。

開元二八年：相州へ赴く。

開元二九年(天宝元年)：淇上に寓居する。◆は開元二九年の作。

天宝元年：秋、淇上より滑台に至る。

天宝二年：滑台より睢陽に帰る。以後、睢陽を拠点に、梁宋・楚・

齊魯などを旅遊。

天宝八載：睢陽太守張九臯の推薦により有道科に挙げられ、盛夏、
 長安に至り、封丘県尉を授けられる。秋、封丘県へ赴任。

〈余〉

久視元年(七〇〇)：生まれる。

開元七年：初めて長安に遊ぶ。仕官を果たせず、滞在。

開元九年：長安より宋州へ帰る。以後、宋州に在り。また一時、荆
 襄を旅遊。

開元十九年：秋、宋州より薊北へ赴く。
 開元二二年：冬、薊北より真定・邯鄲・涉県などを経て、宋州へ帰
 る。

開元二三年：徴せられて長安に赴き、制科試に応ずるも、落第。
 開元二六年：長安より宋州へ帰る。

開元二七年：以後、梁宋・相州などを旅遊。

開元二九年：相州より南下して、淇上に寓居。◆。

天宝元年：秋、淇上より滑台へ至る。

天宝二年：滑台より睢陽へ帰る。

天宝三載：以後、睢陽を拠点に、梁宋・楚・齊魯などを旅遊。

天宝八載：春、睢陽に在り。五月、睢陽太守張九臯の推薦により有
 道科に挙げられ、盛夏、長安へ赴き、合格。封丘県尉を

授けられ、秋、封丘県へ赴任。

【C説：天宝年間に系年する説】

〈彭〉

神龍二年(七〇六)：生まれる。

開元十三年：初めて長安に至る。以後、宋州に客居。

開元十九年：秋、宋州より薊北へ赴く。

開元二〇年：冬、薊北より宋州に帰る。以後、宋州に在り。

開元二三年：春、有道科に挙げられ、長安に赴くも、落第。宋州に帰る。以後、宋州を拠点に梁宋・楚・齊魯などを旅遊。

天宝五載：夏秋のかわりめ、汝陽より淇上へ行く。

天宝六載：夏、淇上より睢陽へ帰る。夏秋の際、長安へ徴せられ、

封丘県尉を授けられて赴任。

△譚△

景龍元年（七〇七）：生まれる。

開元十四年：初めて長安へ行く。失意のまま梁宋に客遊し、以後、

宋州に寄居。

開元十九年：宋州より薊北へ赴く。

開元二〇年：秋、薊北より帰る。しばらく淇上にとどまる。◆（二

二年或は二三年春の作）。

開元二三年：宋州刺史の推薦により徴せられて長安へ赴く。数年留

まるも一官も得ず。

開元二六年：長安より宋州に帰る。

開元二七年：秋の終わり、齊魯・東平へ旅遊。

天宝二年：睢陽へ帰る。（或いはまだ東平の游。）

天宝三載：以後、梁宋・楚・齊魯などを旅遊。

天宝六載前後：淇上に在り。夏、宋州へ帰る。

天宝八載：睢陽太守張九臯の推薦により有道科に挙げられ、夏、長

安に赴き、封丘県尉を授けられて赴任。

△劉△

長安四年（七〇四）：生まれる。

開元十一年前後：長安へ行く。

開元十二年：以後、宋州に寓居。

開元十九年：秋、薊北へ赴く。

開元二〇年：冬、薊北より帰る。

開元二二年：邯鄲・漳水上を経て、衛州⁽²⁵⁾に至る。◆。宋州に帰る。
開元二三年：長安に赴き応試。落第。

開元二四年：長安より宋州に帰る。以後、宋州を拠点に、楚・梁宋・

齊魯などを旅遊。

天宝五載：秋、淇上に至る。

天宝六載：春、衛滑一帶に在り。夏秋の間、衛州より黄河を渉り睢

陽へ帰る。

天宝八載：睢陽太守張九臯の推薦により有道科に挙げられ、盛夏、

長安に赴き応試。合格。秋、封丘県尉へ赴任。

さて、上記の年譜中、△周△△譚△△劉△が、高適が淇上を二度訪れたとしており、他の年譜は淇上寓居の時期を一度としている。まず△周△の開元二二年の衛へ立ち寄りについてであるが、△周△では、

その時の作品として「送蔡十二之海上」（六〇頁）を系年するだけである。そしてこの詩題には、「清影宋抄本高常侍集十卷」（卷二。孫氏）△高

適集△版本考」（『文献』十一、一九八二年）で同系統とされる四庫全

書本で確認。「全唐詩」（卷二一四）では「時在衛中」の題下注があ

り、また「敦煌写本高適詩集殘卷（P三八六二）」では詩題の頭に「衛

中」の二字がある。この「衛」は、唐代の衛州を指すのではなく、春

秋の衛国を指すと思われる、そうならば、高適は淇上に立ち寄ったこと

になる。薊北よりの帰途のルート的には、淇上に立ち寄り可能性はあ

るが、△周△ではこの作品の系年理由を示しておらず、その点説得力

に欠けている。次に、△劉△の開元二二年の衛州への立ち寄りと「淇

上酬」詩の作成についてであるが、劉氏は前掲『箋註』の「淇上別業」

（△劉△では天宝五載の作）の注釈（一六九頁）において、「淇上酬」

詩の「不然買山田、一身與耕鑿。」が、開元二二年におけるこの別業の

購入を指す、としている。△劉△が「淇上酬」詩を開元二二年に系年

するのは、理由は明確にされていないが、いま推測するに、「別業參軍」

詩(四頁)「二十解書劍、西遊長安城。……白璧皆言賜近臣、布衣不得干明主。歸來洛陽無負郭、東過梁宋非吾土。……(二十にして書劍を解し、西のかた長安城に遊ぶ。……白璧 皆言う 近臣に賜うと、布衣 明主に干むるを得ず。歸り來りて 洛陽に負郭無く、東のかた梁宋を過るも吾土に非ず。……)」に、二十歳のころ(開元十一年前後)に長安に赴き失意のまま長安を離れ宋州を訪れたとあることと、「淇上酬」詩の「自從別京華、我心乃蕭索。十年守章句、萬事空寥落。北上登薊門、茫茫見沙漠。」の「十年」から、開元二十一年の作になる、ということだと思われる。しかしこの「十年」は、作品の文脈をたどれば、二十歳の時の長安での失意から、第一次薊北行を実施するまでのおおよその年数であると考えられ、「淇上酬」詩の製作時までの年数ではあるまい。よって、△劉▽の系年には従わない。つまり、△劉▽が、開元二十一年に、衛州への立ち寄りと別業の購入とを系けるには従わない。このように△周▽△劉▽の系年には無理があると考えられ、いま両者には従わず、高適が淇上と関わった時期は、一度であるとしたい。なお△譚▽は、△彭▽を支持して淇上寓居を天宝年間にかけているので、C説に分類したが、第一次薊北行後しばらく淇上にとどまったとしていることについては、以下のA説の考証で触れたい。

*

次に、上に紹介したように三つの説に分かれる淇上別業寓居時期についてであるが、まずA説：開元年間とする説を紹介し、検討してゆきたい。

△孫2▽は、淇上寓居と第一次薊北行が時期的に甚だ近いとし、その証拠として、「淇上酬」詩の「自從別京華、我心乃蕭索。十年守章句、萬事空寥落。北上登薊門、茫茫見沙漠。……拂衣去燕趙、驅馬恨不樂。」が、開元二一、二二年の燕趙での作品①「同韓四薛三東亭翫月」

②「酬別薛三蔡大留簡韓十四主簿」(四六頁)と緊密に呼応している、ということも挙げられる。△孫2▽では、「淇上酬」詩が①②の作品のどの部分と呼応するかは示されていないが、それは特に以下の部分になると考えられる。

⑦①の「遠遊悵不樂、茲賞吾道存。……對此更愁予、悠哉懷故園。

(遠遊 悵として樂しまざれども、茲に吾道の存するを賞す。……

此に對すれば更に予を愁えしむ、悠かなるかな 故園を懷う。)」

①②の「迢遞辭京華、辛勤異鄉縣。登高俯滄海、迴首淚如霏。……

始謂吾道存、終嗟客遊倦。……(迢遞 京華を辭し、辛勤す 異

郷の縣。登高して滄海を俯し、首を迴らせば淚霰の如し。……始

めは謂う吾道存すと、終には嗟く 客遊に倦むを。……)」

⑦②二つの詩題に登場する「薛三(薛據)」

さらに、淇上での作である「送魏八」(五八頁。一句目の「更沽淇上酒」から、淇上の作であることは揺るがない。)の「北路無知己、明珠莫暗投。(北路 知己無くんば、明珠 暗投する莫かれ。)」は、燕趙を旅遊して失意のまま帰ってきた経歴をふまえたことばであるとし、淇上寓居と第一次薊北行が近接する証拠としている。

続いて△孫2▽は、「送前衛縣李采少府」(一四六頁)に注目して、以下のように論ずる。この詩の題は、『文苑英華』(卷二七〇)・「全唐詩」(卷二一四)では「東平別前衛縣李采少府」に作っており、この詩の制作は、天宝五載、東平においてである(別途考証があるが、紹介を省略する)。詩題の「前衛縣李采少府」は、李采がかつて淇上にある衛県の尉であったことを示している。また詩には「怨別自驚千里外、論交却憶十年時。(怨別 自ら驚く 千里の外、論交 却つて憶う 十年の時。)」とあり、これから、十年前、李采が衛県の尉であった時、二人が面識を持ったと考えられ、その時期は開元二四、五年であろうとし、よってこの時期に高適は淇上にいたと証することができる

る。⁽²⁸⁾

次に「陳」は、「彭」周「譚」劉「孫」を比較対照した結果、「淇上酬詩から、高適は第一次薊北行後すぐに、淇上に居したと判断し、「孫」を支持している。但し、「孫」が、淇上寓居時期を開元二四年からとすることについて、「淇上酬詩が開元二三年の長安応試失敗に言及しないのが問題となるとし、以下に紹介する考証から、開元二二年には淇上寓居を始めていたとする。また「陳」は、高適は開元二三年に、長安応試の推薦を得るために淇上を離れて宋州へ戻ったとする。なお、高適の開元二三年（乙亥歳）の長安応試については、封丘県尉就任後、天宝九載、送兵の役目を帯びて青夷軍に赴いた時の作品である「酬秘書弟寄幕下諸公并序」（一八〇頁）の序の冒頭「乙亥歳、適徴詣長安。時侍御楊公任通事舍人、詩書起予、蓋終日矣。（乙亥歳、適徴せられて長安に詣る。時に侍御楊公 通事舍人に任せられ、詩書 予を起すこと、蓋し終日なり。）」により、確かなことである。

「陳」によれば、「淇上酬」詩の29・30「飄飄勞州縣、迢遞限言諱。」は、薛・郭がこの時州県の官吏であり、淇上が彼らの任地と隔たっており、逢うことがかなわないうことを言い、また31・32「東馳眇貝丘、西顧彌號略。」は、彼ら二人のうち一人が貝丘（山東省博興県南）で官吏をし、一人が號略（河南省靈宝県）で官吏をしていることを言う（なお貝丘・號略は春秋時代の地名）とする。ついで「陳」は、この前提に立ち、「薛（三）據」の伝記の考証をしている。なお考証に用いられた史料については、「陳」は、ごく一部を除き、出典名を示すのみで本文を引用していないので、論者が確認の意味を込めて、あとにまとめて掲げることとする。

さてその考証によれば、薛勣は開元十九年に進士に及第して（『五百家注韓昌黎集』「國子助教河東薛君墓誌銘」注・『唐才子傳』卷二）、蒲

州永樂県主簿（山西省芮城県西南）に任ぜられ、ついで潞州涉県丞（河北省涉県）へ転任し、天宝六載には涉県令となっている（『唐詩紀事』卷二五・『唐才子傳』卷二）。また『封氏聞見記』（卷三）の記事と、唐代の進士は初めの任官が九品の職を超えないこと、京兆府万年県録事と永樂県主簿とはともに九品であることから、薛勣は登第後、万年県録事を願ったがかなわず、永樂県主簿に任ぜられたと推測する。

次に永樂県は今の山西省芮城県西南の永樂鎮一带にあたり、號略と近い。⁽²⁹⁾よって「西顧彌號略」は、薛勣が永樂県主簿であることに対応する。なお、開元十九年に永樂県主簿となれば、二二年にはまだ四年の任期が満ちていない。以上のことから、薛勣が開元二二年には永樂県主簿の任にあつたことが証明される。よって、高適が開元二二年に淇上にいたとしても、間違いではなからう、とする。

【引用史料】

・馬其昶『韓昌黎文集校注』卷六「國子助教河東薛君墓誌銘」（一九八六年、上海古籍出版社）「父曰播、尚書禮部侍郎。侍郎命君後兄據、據爲尚書水部郎中、贈給事中。」注「元暉三子、據・摠・播。據開元十九年、摠十八年、播天寶十一載、並登第。」
 ・傅璇琮主編『唐才子傳校箋 第一冊』卷二「薛據」（儲仲君担当。一九八七年、中華書局）「開元十九年王維榜進士。天寶六年、又中風雅古調科第一人。於吏部參選、據自恃才名、請授萬年録事。流外官訴宰執、以爲赤縣是某等清要。據無媒、改涉縣令。」（なお、『才子傳』が天寶六載とする事件について、『校箋』の考証は、以下の『封氏聞見記』・『唐詩紀事』に基づき、開元年間の進士登第の時のこととしている。）

・『唐詩紀事』卷二五「薛據」（一九八七年、上海古籍出版社）「據自永樂主簿陟縣丞、復選宰涉縣。……據、開元中自恃才名、於吏部參選、請授萬年録事。諸流外官共見宰執訴之曰、赤縣録事是某等清要官、

今被進士奪去、某等色人無措手足矣。遂罷。」(なお「陟縣」は「陟縣」の誤りであろう。)

・『封氏聞見記』卷三「銓曹」(叢書集成新編)「開元中、河東薛據自恃才名、于吏部參選、請授萬年縣錄事。吏曹不敢注、以諮執政、將許之矣。諸流外共見宰相訴云、醜署丞等三官、皆流外之職、已被士人奪却、惟有赤縣錄事、是某等清要、今又被進士欲奪、則某等一色之人無措手足矣。于是遂罷。」

さて△陳▽によれば、薛拋は、開元十九年に進士科に登第し、二二三年には永樂県主簿の任にあったことになる。この説は、妥当であろう。ただ、これに従えば、△孫▽△孫2▽の系年について問題が生じる。

△孫▽は、第一次薊北行を開元二〇年から二三年の期間としているが、この間薛拋は永樂県主簿であるので、永樂県の地理的位置から考えて、高適が薛拋に薊北行中に会うことはまず不可能であるということである。³³するとこれでは、△孫2▽(△孫▽)が「淇上酬」詩が「同韓四薛三東亭玩月」・「酬別薛三蔡大留簡韓十四主簿」に緊密に呼応することとしたことと矛盾してしまう。これをどう考えるか。「酬別薛三」詩中には、「薛侯懷直道、德業應時選。(薛侯 直道を懷き、德業 時選に應ず。)」という句があり、「應時選」は、開元十九年の進士科登第に関連すると考えて間違いなからう。次に、それが登第前か登第後かという問題が出てくるが、「應時選」であるから、登第前のはずである。また薛拋に関する描写はこの二句のみで、官吏としての描写はないことから、永樂県主簿に就任していないことがわかる。³⁵では、△孫2▽のように、「淇上酬」詩と「同韓四」詩・「酬別薛三」詩との関係性を主張するためには、どう考えればよいか。「酬別薛三」詩は、その末二句に「復值涼風時、蒼茫夏雲變。(復た涼風の時に値り、蒼茫 夏雲變ず)。」とあるから夏末秋初の作品であることも考慮すると、これを開元十八年夏末秋初の燕趙での作品とする、つまり、第一次薊北行の開

始を、△孫▽より二年早めて、開元十八年からとすれば、矛盾は一応解決することになると考えられる。³⁶

なお△陳▽は、第一次薊北行の期間を開元十九年秋から二二年冬か二二年春までとしている。それに従えば、「酬別薛三」詩中の「應時選」は、登第後となってしまうが、それには上記のように従い難い。(△陳▽は、「同韓四」詩・「酬別薛三」詩には触れていない。)さらに、△陳▽には以下のような問題が残る。第一点として、高適「淇上酬」詩が開元二三年の長安応試落第について言及しないことを前提に、淇上寓居時期を二二年に引き上げているが、この長安応試に触れた前掲「酬秘書弟兼寄幕下諸公并序」の序・本文においても、開元二三年長安応試に失敗したとは言っておらず、さらには、高適の全作品においてもこの時の落第に言及するものがないことから、△孫2▽が言うように、

「淇上酬」詩は落第について「諱言」したとも考えられる。第二点は、淇上寓居が長安応試失敗の前に系年されていることである。これについては、高適は、開元二三年の長安応試失敗が直接の原因で、淇上に隠棲することとなった、と私は考えている。例えば「酬淇上」詩の33「淇水徒自流」から末尾までは、長安応試失敗が背景にあることばだと考える。またこの点については、次節で別の角度から検討する。以上の理由により、開元二二年に淇上寓居時期を引き上げる△陳▽説には従わないこととする。

なお、A説△阮▽については、以上の考証に加えて、まず淇上寓居時期系年の基準となる第一次薊北行の期間が、他の諸年譜(△王▽を除く)が開元十八年から二三年までの期間に納めているのと食い違い、また開元二三年の長安応試失敗が考証されていないことから、従わないこととする。また△王▽については、年譜の考証記述が極めて簡略であり、その系年根拠が不明確であることに加えて、淇上寓居を系年する開元十三年は、他の多くの年譜が宋州客居とすることが妥当であ

ると考えられ、また△王▽を積極的に支持する理由はないことなどから、ここでの検討からは除外することにした。

最後にC説の△譚▽が、第一次薊北行後しばらく淇上にとどまるとすることについてであるが、この系年はやはり「淇上酬」詩の薛勗の伝記考証に基づいている。薊北行のすぐ後に淇上に滞在したとする考え方には賛成できるが、薛勗の考証が粗略で、このとき薛勗は滎州丞であったとしている。これには如上の考証（注〔32〕も参照）により従うことができない。

*

次に、淇上寓居時期をB説：開元末年から天宝初年にかけての説・C説：天宝年間に系ける説であるが、以上の検討で開元年間説を支持していることからわかるように、これらの説には従わない。以下、その理由について、如上の考察を踏まえて簡単に検討してみたい。

まず、△孫2▽△陳▽が論じ、私も従うように、「淇上酬」詩が第一次薊北行直後の作品であり、したがって淇上寓居時期もその直後であることが挙げられる。この点、B説は、△周▽△余▽ともに「淇上酬」詩を開元二九年に系年しているが、二二年の薊北行終結から七年経過していることが難点である。同様に、C説△彭▽は、淇上寓居時期が第一次薊北行から約十五年も隔たっているのが問題である。また△彭▽が「淇上酬」詩を系年していないのは、この問題を解消することができなかったからであろう。（更に言えば、△彭▽は「淇上酬」詩を第一次薊北行直後の作品と見なしていたと推測できる。）次にC説△譚▽△劉▽は、この矛盾を解消するためであろうか、淇上の時期を二度に分け、第一次薊北行直後の一度目に「淇上酬」詩を系年しているが、私は、淇上寓居時期は一度であると考え、また天宝年間説には以下のように従いたい。

先にも述べたが、淇上寓居は、開元二三年の長安応試失敗が直接の原因であると考えるので、淇上寓居がそれからかなり隔たるB説・C説には従いたいのである。また高適は、天宝年間には、開元二六年に作った「燕歌行并序」（八〇頁）によってある程度著名になっていたはずであり、本稿では具体的に検討する余裕はないが、淇上寓居時代の作品は、「燕歌行」によって自信を得る以前のものと考えられ、この点からも、淇上寓居を「燕歌行」制作後に系けるB説C説には従いたいのである。

次に、既に紹介した、△孫2▽が指摘する「送魏八」の「北路無知己、明珠莫暗投。」について、B説・C説はどのような態度をとっているかを見てみる。なお「送魏八」は、先述のように、一句目「更沽淇上酒」より淇上の作であることは明らかである。B説△周▽は開元二九年・淇上の作とし、△余▽は未系年。いづれも第一次薊北行からはかなり隔たるが、「北路 知己無くんば」は近接的経験が強く投影した言葉であり、回想的に発せられたものではあるまい。この点、△周▽では、「北路無知己、明珠莫暗投。」についての説明がまったくなされていないが、ただ「北路」を直前の開元二八年の相州の遊と見なした系年であるとも推測できる。しかし△周▽においては、開元二八年に系けられた作品は「題尉遲將軍新廟」（九二頁）・「銅雀妓」（九〇頁）だけであり、また有力者（＝「知己」）を訪ねたという記述もないので、「送魏八」の系年は根拠が弱いと言わざるを得ない。

一方C説では、△彭▽△劉▽が天宝五載・淇上の作とし、△譚▽は未系年。三説とも、淇上寓居直前に齊魯の遊を系年しており、△彭▽△劉▽はこの時に李邕と交遊したとする（△譚▽は李邕に招かれたが赴かずとする）。△彭▽△劉▽の系年は、「北路無知己、明珠莫暗投。」についての説明はないが、齊魯の遊を受けていると考えて間違いないであろう。これについては、まず淇上から見て齊魯を「北路」としてよい

か問題があらう。また、「北路無知己」がたとえ仮定形の発言であるとしても、「北路」の経歴を投影する「無知己」に、当時中央政界から疎んぜられていたといえ李善を父に持つ文壇の長老的存在であった李邕⁽³⁹⁾を関連づけることになる系年には、無理があるのではないかとと思われる。

*

以上のように、淇上寓居時期は、A説△孫△孫△陳△の考証に概ね依りながら、長安応試落第後の開元二三、四年からの数年間としたい。⁽⁴⁰⁾ なお、△孫△孫△△周△は、高適「奉寄平原顔太守并序」(二四五頁)の序「初顔公任蘭臺(即秘書省)郎、與余有周旋之分、而於詞賦特爲深知。」と殷亮「顔魯公行狀」(《全唐文》卷五一四)「開元二十二年、進士及第、登甲科。二十四年、吏部擢判入高等、授朝散郎秘書省著作局校書郎。」により、開元二十四年に高適は長安にいたと考証しており、これに従えば、淇上寓居時期の開始は、開元二三年ではなく、二四年ということになる。

(三)

では最後に、高適の淇上寓居を如上の時期とするのに傍証となる論考を紹介し、それを高適と関連づけて考証してみる。

葛暁音氏は、王維と儲光羲の伝記考証の中で、王維はだいたい開元十八年から二三年の間に、まず淇上に隠棲し、その後嵩山に隠れたとし、また儲光羲は、王維と時期を同じくして淇上に隠棲していたとする。⁽⁴¹⁾

また、葛氏は、王維と儲光羲が淇上に閑居したのは、中央政界の動向と関係するとし、次のように説明する。⁽⁴²⁾ 開元年間いわゆる挙子派(葛氏はこの語は用いていない)の中心人物であったのが宰相をつとめた

張説と張九齡であり、彼らによって多くの才能ある士人が拔擢されていた。ただ、開元十八年に張説が死去したあと、(張説の)朋党に足を引っぱられたこともあり、張九齡は秘書監となっていたが、士人を引き立てることが難しくなってしまう。また、開元十八年に吏部尚書裴光庭(開元十八年四月から二〇年十二月まで在任)⁽⁴³⁾が定めた「循資格」の制度によって、才能ある士人の登用がはばまれた。⁽⁴⁴⁾ 開元二一年、裴光庭の死後、循資格制度が廃止され、張九齡が宰相となって再び士人を引き立てるようになり、王維も彼によって開元二三年に右拾遺に拔擢される。そして、王維と儲光羲の淇上隠居は、循資格によって才能ある士人の登用・拔擢が阻まれていたという不利な状況と関連する、つまり彼らは、文人の隠逸パターンとして「閑居(隠逸生活)」において現実の不公平と隠逸の意義を真剣に考えた」としているのである。

さて、高適の淇上寓居もこのように中央政界の動向と関連づけて考えることはできないであろうか。まず試みに、開元二一年から二五年までの宰相を列挙すれば、以下の通りである。⁽⁴⁶⁾

○開元二一年

蕭嵩・裴光庭(侍中、三月卒。開元十七年より宰相)・韓休・裴耀卿(十二月、由京兆尹守黃門侍郎同中書門下平章事)・張九齡(十二月、由檢校中書侍郎起復、爲中書侍郎同中書門下平章事)。

○開元二二年

張九齡・裴耀卿・李林甫(五月、由黃門侍郎守禮部尚書同中書門下三品)。

○開元二三年

張九齡・裴耀卿・李林甫

○開元二四年

張九齡(十一月、罷爲右丞相)・李林甫・裴耀卿(十一月、罷爲左丞相)・牛仙客(十一月、由朔方節度使守工部尚書同中書門下三品、

十二月、知門下省事。）

○開元二五年

李林甫・牛仙客・（張九齡：四月、貶荊州長史。：川口補）

○以後、天宝元年七月に牛仙客が死去し、そのあとがまには、李適之が就任。また五載四月には、李適之に代わり陳希烈が宰相になる。

李林甫は十一載十一月に死去し、楊国忠がそれに代わる。

さて、高適の開元二三年の長安応試の理由の一つは、裴光庭の死によつて科挙受験者に風向きがよくなつたためではなからうか。更に言うならば、裴光庭死去の情報が、高適に第一次薊北行を終わらせる一つの契機であつたのかもしれない。またこれに関連することとして、葛氏は、盛唐の著名詩人・文人の登用のピークは二つあり、一つは、開元十四・十五年に嚴挺之が知貢挙であつた時、いま一つは開元二二・二三年に孫逖が知貢挙であつた時だとする。ちなみに嚴挺之は、杜甫との交遊で知られる嚴武の父である。また二つ目のピーク時の人物關係を示すと、開元二二・二三年の宰相である張九齡と裴耀卿は、張説に引き立てられており、その時の知貢挙・孫逖は、やはり張説に引き立てられた人物であつた。また裴耀卿は大運河の漕運改革で著名であり、張九齡と親交があり、また王維は裴と親交があり、裴の張へのとりなしによつて右拾遺に抜擢された⁽⁴⁷⁾。

このように開元二三年の長安応試は、その落第の理由は詳らかではないが、高適にとつて大きなチャンスであつた⁽⁴⁸⁾。さらに、宰相の任用からも明らかのように、翌二四年から挙子派にとつて中央政界の情勢が敵しいものとなつてゆくのであり、高適にとつてはまたとない機会を逃したことになる⁽⁴⁹⁾といえる。そして高適が、中央政界の情勢が彼にとつて不利な方向に変動するのを見て、王維や儲光羲のような動機で、淇上に寓居することを考えたとすれば、それは、寓居開始時期が開元二三、四年からであるとする⁽⁵⁰⁾ことの強い傍証となるはずである。

では最後に、なぜその地が淇上であつたのかということを考えてみる。それについては、やはり葛氏の以下のような論が参考になる⁽⁵¹⁾。

葛氏によれば、盛唐の著名な隠士の暫時の閑居は、風光明媚な地域が多く、江南では、越中・廬山・襄陽など、北方では終南山・嵩山・陸渾山・淇上・汝穎（汝水・潁水流域と思われる）などに集中していた。なかでも終南山と嵩山は長安・洛陽から最も近く、王公貴族の別業も多く、「亦官亦隠」には最も適した場所であつた。ただ立身出世していない者がここに隠棲すると、盧藏用のように「隨駕隱士」の譏りを免れなかつた。それで比較的貧困な士人の多くは、淇上や汝穎に隠逸の地を選んだ、ということである。次に淇上については、衛州に属し、滑州と隣接している。衛州は、東郡の間近にある肥沃で重要な州であり、王侯の封地も多い。また開元年間前期には、薛王業が衛州刺史・魏州刺史となり、信安王禕が滑州刺史に任ぜられたように、衛州・滑州の刺史に功績のあつた皇族が就任していたことから、朝廷がこの地域を重視していることがわかる。衛州の蘇門山は孫登が隠棲した地であり、嵇康もここで孫登と遊んだことがあり、彼らは、盛唐の文人たちの仰ぎ慕う人物であつた。一方汝穎は、嵩山の南に位置し、才能ある士人を輩出していたおり、また高級官僚・名門の一族がたいへん多い地であつた。つまり、盛唐文人が、隠棲の地として淇上や汝穎を選んだのは、その地域に、重要な州があり、また都に近く、王公や高級官僚がたいへん多かつた。それ故、長安・洛陽に浪人暮らしてできない士人が、王侯・貴族・高級官僚と交遊して進取の機会を求めたために、この地域に隠棲したのである、としてゐる。

高適が淇上に別業を営んだのも、右のような理由が一つにあつたと想定できるのである。

*

以上、煩雑にはなつたが、高適の淇上寓居時期について、諸説を比較しながら伝記的考証を試みた。下篇では、以上の考証を踏まえつつ、この時期の作品群を分析検討してゆきたい。

〔注〕

- (1) 『中華人民共和国地図集』(一九八四年、地図出版社)・譚其驤主編『中国歴史地図集 第五冊 隋・唐・五代十国時期』(一九八二年、地図出版社)・嚴耕望『唐代交通図考 第五卷 河東河北区』(中央研究院歴史語言研究所專刊之八十三、一九八六年)「篇肆柒 隋唐永濟渠」『隋唐永濟渠道図』「唐代河陽以東黄河津渡河北平原交通合図」による。但し嚴氏同『図考』「唐代河東太行区交通図(南幅)」では、淇水と永濟渠との合流点から黄河までは陸路となつている。これについて、本稿では水路であつたとするが、陸路と水路とは、下篇で検討する「自淇涉黄河途中作十三首」の解釈に影響を与える可能性があることを付言しておく。なお、『元和郡縣圖志』(卷十六) 河北道一・衛州・共城縣に「淇水、源出縣西北沮洳山、至衛縣入河、謂之淇水口。」とある。
- (2) 以下本稿では、高適作品の引用はすべて孫欽善『高適集校注』(一九八四年、上海古籍出版社)により、その頁数を示す。伝記・作品系年は、断わらない限り、同書の注釈と同書所収の「高適年譜」による。また高適作品以外の詩は、『全唐詩』により引用し、その巻数を示す。
- (3) 詩の後半は「雪中望來信、醉裏開衡門。果得希代寶、緘之那可論。」である。吉川幸次郎『杜甫詩注 第一冊』卷一「贈衛八処士」二二三頁(一九七七年、筑摩書房)には「今案ずるに、同時の高適に、「衛八の雪中に寄せらるるに酬ゆ」「衛八と同じ陸少府の書

斎に題す」がある。その人である可能性をもつ。うち前者の詩には、住まいのさまを歌つて、「旧宅は流水を帯び、平田は古村に臨む。」とある。この「住まい」は、文脈からして衛八のそれを指していると思われるが、これはよろしくなからう。

- (4) 『元和郡縣圖志』(卷八) 河南道四・滑州・白馬縣「州城、即古滑臺城。城有三重、又有都城、周二十里。相傳云衛靈公所築小城、昔滑氏爲壘、後人增以爲城、甚高峻堅險。臨河亦有臺。……」
- (5) 「還望衛人邑」を、淇水の対岸から衛県を見ているとも解釈できる。そうならば、高適の別業は淇水を夾んだ衛県の対岸に位置したことになる。
- (6) 李浩『唐代園林別業考論(修訂版)』二四〇頁(一九九八年、西北大学出版社)に、「淇上別業」詩を資料に「拠此知高適別業在淇上(今河南汲県)西山下。」とするのはよろしくない。
- (7) 別業の位置の考察においては、彭蘭「高適系年考証」(『文史』三、一九六三年)を参考にした。
- (8) 注(7)「考証」。
- (9) 『新字源改訂版』「度量衡表」(一九九四年、角川書店)による概算。以下同じ。
- (10) 『讀史方輿紀要』(卷四九) 河南四・衛輝府・輝縣・蘇門山にも「縣西北七里。一名百門山。……」とある。
- (11) 盧華語『唐代蚕桑絲綢研究』「唐代蚕桑絲綢業發展研究」(一九九五年、首都師範大学出版社)。
- (12) 例えば、小林太市郎ほか『王維』(一九七八年第七版、集英社)。
- (13) 日野開三郎『唐代先進地帯の莊園』三「莊園の資産構成」II「土地」A「土地の地目別考察」(4)「桑地・麻地」(一九八六年、自家出版。以下の引用もこれに同じ)。また「桑林の用語は当時の

文献にかなり見出される。」として高適詩を例としている。

- (14) 注(12)小林『王維』は、静嘉堂文庫蔵麻沙宋本『王右丞文集十卷』を底本として「白日桑柘外」に作り、「白々とした太陽がいちめんの桑畑の外にかかり」と釈すが、やはりここは桑林の向こうに太陽が沈んでゆく光景であろう。

- (15) 大室幹雄『遊蕩都市』第六章・注12・六五六頁（一九九六年、三省堂）参照。

- (16) 『唐人行第録』自序（一九六二年、中華書局）。

- (17) ここで私が「一族」という場合、愛宕元「唐代前半期の華北村落の類型―河南修武県周村の場合―」（『人文』二五、一九七九年）に分析されたような同族村落の一族を、その基礎に想定している。

- (18) 溝口雄三『方法としての中国』「近代中国像の再検討」（一九八九年、東京大学出版会）が、中国近代の「つながりの公（共同性）」を論じる中で、「もし、このつながりのなかの一人が官位についてとすれば、その一人の官僚的特権は、倫理的にいつてつながりに共有されるべきものとなるというわけである。さきの宗族のゲマインシャフト的な共同関係についていうと、彼らが族産（公産）を中心に一つながりになるなかには、そのつながりのなから科挙合格者を輩出させ、その官僚特権をともどもに共有しあうというゲゼルシャフト的な共同目的を内包しており、そのゲマインシャフト的とゲゼルシャフト的のいわば表裏一体の共同性が宗族の延続と強化を果たしてきた關鍵とみられる」と述べることを、早急とは承知しつつもヒントとしてみた。

- (19) 「高適の離別詩について」（『中国学志』蒙号、一九八九年）、「高適の不遇感の諸相」（『山口女子大学文学部紀要』二、一九九三年）。

- (20) 詩題の「薛三據」の「據」について、孫氏「校注」は、底本とした四部叢刊本が「據」であるのに対し、『文苑栄華』（巻二四二）

王昌齡詩として採る）、「唐詩所」（川口は未見）、「全唐詩」（巻二一一）が「據」と作るのに従い校訂している。また「郭少府」については、『栄華』・『全唐詩』が、それぞれ「郭微」・「郭少府微」とする。郭微については、開元十二年の進士で王維の友人であった祖詠に「家園夜坐寄郭微」（『全唐詩』巻一三一）があり、天宝年間（夏）令であった劉昫虚に「送韓平兼寄郭微」（『全唐詩』巻二五六）がある。高適詩の郭少府微と同一人物であると決定はできないが、偶然か、高適詩を含めて三首とも「寄」せられた詩であり、しかもすべて郭微に対して救済が願われていると読める。祖詩・劉詩の末尾部分をそれぞれ引けば「誰念窮居者、明時嗟陸沈。」・「殷勤爲傳語、日夕念攜手。兼問前寄書、書中復達否。」である。

- (21) 「薊門」については、中島敏夫・斎藤茂『唐詩選 中』（一九八五年、学習研究社）高適「自薊北婦」の注釈参照。ここでは、「薊北」は薊門の北ではないかとし、「薊門」については、①居庸関。②幽州治所薊城の門、特にその北門。③薊州治所漁陽城の門、特にその北門、の三つの可能性を指摘している。なお、注(1)『歴史地図集』は、居庸関＝薊門とする。また、居庸関については日比野丈夫「居庸関の歴史地理」（『中国歴史地理研究』所収、一九七七年、同朋舎出版）に詳しい。

- (22) 高適は生涯に二度、燕趙の地を訪れており、二度目（第二次薊北行）は、天宝八載に封丘県尉となった翌年、送兵の任務を帯び居庸関を越えて青夷軍（河北省懷来県東南）に赴いている。

- (23) 注(1)の『歴史地図集』・敵氏「図考」参照。また王鴻蘆「高適岑参詩選」（一九八七年、三聯書店香港分店）は、11「滄洲路」を

水路と解釈し、当時運河が河北の通県まで通じていたと述べ、高適は通県から山東の臨清県（山東省臨西県）まで水路を取り、次に臨清県から邯鄲まで陸路を取ったとする。運河が通県まで通じていたというのは何に基づくのか、また水程を臨清県までとしたのは何故かという問題が残るが、おもしろい説である。

(24) またたとえ高適自身がその経営の主体ではなくとも、彼の一族がそれを購入経営し、高適がそこに身を寄せたとも考えられる。『舊唐書』本伝の記述から見てこの可能性も否定できないのである。

(25) ここに「淇上酬」詩を系年していることからわかるように、劉氏年譜中の「衛州」は、衛州治所汲県を指すのではなく、衛州衛県（あるいは衛州全体）を指していると考えてよい。おそらく劉氏の混同であろう。

(26) △孫▽以外おける①②の系年は、△阮▽△王▽△彭▽ともに、①②未系年。△周▽は、①開元九年、長安での作、②開元二年、第一次薊北行の帰途の作。△譚▽は、①未系年、②第一次薊北行の帰途に邯鄲或いは潞州涉県で出会った薛掬から淇上に寄せられた詩に応酬した（開元年間の）作。△劉▽は、「淇上酬」詩を開元二一年の作、つまり①②以前に系年し、①は天宝二年、宋州での作品、②は、天宝四載、東魯での作とする。△余▽は、①未系年、②開元二二年、第一次薊北行帰途、潞州涉県での作。なお、△劉▽は、①の系年理由として、『箋註』（一一七頁）において、詩題の「東亭」を「同李司倉早春宴睢陽東亭」（孫氏『校注』九九頁）のそれと同じとする。しかし、「遠遊悵不樂、茲賞吾道存。」と「明河帶飛雁、野火連荒村。」の情景とが宋州（＝睢陽）の作とするにはそぐわないように思われる。また②を東魯の作とすることについては、「登高俯滄海、迴首淚如霰。」の上句の情景描写とそぐわ

ず、また韓十四の現在（「讀書嵩岑間、作吏滄海甸。」）とそぐわない。また△譚▽②については、詩題から、薛掬との離別時あるいはその直後の作品と考えられるので、従い難い。①②は、△孫▽・△周▽②・△余▽②に従い、第一次薊北行での作品としたい。なお△余▽は②について、この時薛掬が涉県令であったとするが、それには後の薛掬の伝記考証により、従わない。

(27) 第一次薊北行を失意のものであるとする一方で、△孫▽では開元二三年の長安応試は、燕趙において韋濟もしくは張守珪の推薦によるとしている。この矛盾は、応試に及第するに足る推薦を受けることができなかつたと解釈すれば、とりあえず片付く。

(28) この詩の系年は、△阮▽天宝元年、十年前は在宋州。△彭▽天宝五載、十年前は宋州を中心に活動。△周▽△余▽△天寶六載。約十年前の開元二三年～二六年は在長安。いづれも十年前は淇上寓居の時期と隔たる。なお以上全て該詩を東平での作とする。△王▽△譚▽未系年。△劉▽△天寶四載、東平での作、十二年前の開元二一年に衛県に立ち寄る。△孫▽②の作品の読みが正しければ、△孫▽△孫▽②はもとより、△劉▽にも整合性があることになる。但し△劉▽の開元二一年の衛県立ち寄りについては、本論で述べたように従わない。

(29) 永樂県は『新唐書』（卷三九）地理志三では「次畿」とあるので、その主簿は、礪波守『唐代政治社会史研究』「唐代百官表」（一九八六年、同朋舎出版）によれば、正九品上か同下であろう。また万年県録事は従九品下。

(30) 『中国歴史地図集』第一冊「春秋時期」では、虢略を河南省嵩県付近に比定しており、芮城県との距離は約一四〇kmとなつてしまふ。△陳▽のように虢略を靈宝県に比定するならば、芮城県との距離は三五km。なお△陳▽の比定は、『讀史方輿紀要』（卷四八）

河南三・陝州・靈寶縣・洪關の「號略關志云、在縣南百里。元至元八年、廢號州、并廢號略縣。置巡司於此。今因之。」という記事によるか。ちなみに注(1)「中華人民共和國地圖集」では、「靈寶(號略)」と記載している。

(31) 四年の任期については、築山治三郎『唐代政治制度の研究』第五章「官僚の選授、考課、俸禄」五〇四頁（一九六七年、創元社）参照。また薛昶が、永樂県主簿を四年満期つとめたことは、注(32)参照。

(32) 薛昶のそのほかの事跡について、『唐才子傳校箋』の考証に拠りながら検討してみたい。まず、『校箋』は、韓愈「國子助教河東薛君墓誌銘」・「封氏聞見記」（既引）・常袞「劔南節度判官崔君墓誌銘」・「夫人河東薛氏、故水部郎中據之女也。」（『全唐文』卷四二〇）により、薛據は、河東（蒲州治河東県（山西省水濟県西））の人であるとす（ちなみに河東県は、蒲州永樂県に近い）。次に劉長卿「送薛據宰涉縣」（題下注：自永樂主簿陟狀、尋復選受此官。）（『全唐詩』卷一五〇。題下注の「陟狀」は、注(16)『唐人行第録』「薛三據」の条に「遷升之狀也」と釈する。）は、詩題より薛昶が永樂県主簿から潞州涉県令に赴任するときの送別詩であるが、その中に「……一從負能名、數載猶卑位。寶劍誠可用、烹鮮是虛棄。昔聞在河上、高臥自無事。几案終日閒、蒲鞭使人畏。頃因歲月滿方謝風塵吏。……」とあり、永樂県は黄河のほとり位置することから、「卑位」「在河上」は、永樂県主簿の任にあったことを指し、また「歲月滿」は、主簿の四年の任期が満ちたことを指すと考証する。この考証は妥当であろう。してみると薛昶は、永樂県主簿の次に、涉県令に任官したことになり、涉県丞にはなっていないことになる。よって涉県丞になったとする『唐詩紀事』の記述は誤りであることになる。

(33) ただ、私は薛昶が開元二二年に永樂県主簿であったとするのを否定はしないが、薛昶の開元十九年の登第と永樂県主簿への任官が同じ年とされていることには注意を要する。つまり、吏部の官吏任用試験受験は、礼部試（問題としている開元十九年は、まだ省試が吏部主持であった）合格後、次年度以後（妹尾達彦「唐代の科挙制度と長安の合格儀礼」二五八頁、『律令制—中国朝鮮の法と国家』（一九八六年、汲古書院）所収）あるいは通常三年後（平田茂樹「科挙と官僚制」八頁・四二頁、一九九七年、山川出版社）に受験するとされ、また槻木正「博学宏詞科・書判拔萃科の実施について—「循資格」を手懸りとして—」一四三頁（『関西大学法学論集』三七—四、一九八七年）は「官途に身を置くあらゆる者にとつて待選は必須であり、改官、或いは（初めての：川口補）任官に至るまでに相当の年月を要したのである。」としており、進士及第と同年に永樂主簿になったとするのにはなお考慮が必要とされよう。また劉海峰『唐代教育与選挙制度綜論』第五章「唐代的科挙出身与銓選入仕」一一〇、一頁（天津出版社、一九九一年）参照。すくなくとも、前掲の【引用史料】からは、薛昶の進士科登第と永樂主簿の任官とが同じ年であることは確認できない。なお、吏部銓は毎年十月一日から翌年の三月三十日にかけて行なわれ、その後、門下省での審査を経て、正式の辭令が発行される（鳥谷弘昭「唐代の「選限」について」、『吉田寅先生古稀記念アジア史論集』（一九九七年、東京法令出版）所収）。

(34) 但し、薛昶が赴任した永樂県がもう一つの易州永樂県（河北省滿城県）であるならば、この問題だけは解決するが、「淇上酬」詩の「號略」や注(32)劉長卿「送薛據宰涉縣」の「在河上」と矛盾してしまうので従えない。

(35) ここで気になるのが「薛侯」の「侯」である。高適詩の他の用

例では、人を呼ぶときの「侯」は、「贈別沈四逸人」(一五五頁)の一例を除いて、官人あるいはもと官人に対して用いられている。ここでは進士科受験資格獲得者を官人同等と見做し敬意を込めて「侯」を用いたと考えられる。

(36) こういつてしまえば元も子もなくなるのだが、「同韓四」詩・「酬別薛三」詩の「薛三」が薛朧ではない可能性も否定はできない。ただ注(16)『唐人行第録』では「薛三」は薛朧のみであるので、薛朧と考えて検討してみた。

(37) 第一次薊北行の時期について、諸年譜のほか、傅璇琮「高適年譜中的幾個問題」(傅璇琮『唐代詩人叢考』(一九八〇年、中華書局)所収)は開元十九年〜二〇年とする。

(38) 残念ながら「燕歌行」が評価を得ていたとする同時代的史料を見つけることはできない。ただ、殷璠『河嶽英靈集』(巻上)高適・小伝の「適詩多胸臆語、兼有氣骨。故朝野通賞其文、至如燕歌行等篇、甚有奇句。」という記事が「燕歌行」の同時代評価を伝えていることと、この作品が『河嶽英靈集』(巻上、彼の詩は十三首を採る)、章莊『又玄集』(巻上)、後蜀・章毅『才調集』(巻三、共にこの詩のみを採る)という唐人選唐詩に収録されていることが、傍証となる。なお中沢希男「唐人選唐詩考」(『群馬大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』二二、一九七三年)は、『河嶽英靈集』を建中以後(七八〇)の編とする。遅くとも晩唐には「燕歌行」を高適の代表作と見なす考え方が定着していたであろう。

(39) 李邕については寛文生「李邕伝初探」(『太田進先生退休記念中国文学論集』、一九九五年)がある。

(40) なお、淇上寓居時期の終結については確たる根拠を提出する準備がないが、作品の数から推測して、あしかけ数年を越えないと考える。

(41) 「王維前期事迹新探」三八三、四頁・「儲光羲和他的田園詩」三

六九頁(葛著『漢唐文學的嬗變』(一九九〇年、北京大學出版社)所収)・「盛唐田園詩和文人的隱居方式」九六頁(葛著『詩國高潮与盛唐文化』(一九九八年、北京大學出版社)所収)。なお王維の

淇上寓居は、例えば他の説では、入谷仙介『王維研究』「王維年譜」(一九七六年、創文社)は開元十四年〜二十二年の放浪生活のある時期、張精華『王維年譜』(一九八八年、学林出版社)は開元十五・十六年に小官として、陳鉄民『王維集校注』「王維年譜」(一九九七年、中華書局)は開元十五年に官吏として、十六年は隱棲、としている。

(42) 注(41)「盛唐田園詩……」九八頁。

(43) 嚴耕望『唐僕尚丞郎表』巻三・卷九(中央研究院歷史語言研究所專刊之三十六、一九五六年)による。

(44) 注(33)榎木論文二四頁には「循資格は、現任を罷めてからの年数を計算し、長く待った者から順次授官していくことを定めた選補制度である。この一見甚だ公平な制度も、その内実には年数の多寡を唯一の銓衡基準とするため必然的に賢・不肖の選別は度外視され、結果的に賢才を埋没させてしまう、欠陥を抱えていた。」(傍点：川口)とある。

(45) 注(33)榎木論文一四二・一四八頁によれば、循資格の実施は、開元十九年から二十一年である。

(46) 周道濟『漢唐宰相制度』「漢唐宰相年表」(一九七八年、大化書局)による。

(47) 『登科記考』(巻八)開元二三年の条には、『舊唐書』(巻八)玄宗本紀上、『冊府元龜』(巻六四五)貢舉部・科目、『唐大詔令集』を典拠に次の記事を載せる。「正月乙亥、藉田禮畢、大赦天下。詔曰、每渴賢良、無忘鑒味、頃雖虛佇、未副旁求。其或有王霸之

- 略、學究天人之際、知勇堪將帥之選、政能當牧宰之舉者、五品已上清官及軍將・都督・刺史各舉一人。」開元二三年の科挙は、進士科のほかにも、ここにあるように王霸科・智謀將帥科・牧宰科が行なわれている。高適がどの科に応じたかは詳らかではないが、第一次薊北行中に推薦をうけて、三つの制科のいづれかを受験したと推測される。また制科であるので、すぐあとに論ずる、知貢挙が誰であるかは直接的には関係ないが、政治情勢が高適の合格にとって有利か不利かという、大きな流れはあつたはずである
- (48) 注(33) 榎木論文の注(12)は「循資格は、新出身をも対象とすると考える。」とする。また高適の受験した制科も、循資格廃止によつて風向きがよくなつたはずである。
- (49) 「盛唐」文儒的形和復古思潮的濫觴」二八五頁（注(41)）『詩国高潮……』所収。なお、二つのピークの進士科合格者として、『登科記考』によれば、十四年には、儲光羲・崔国輔・綦毋潛、十五年は王昌齡・常建（巻七）、二二年は顔真卿、二三年は賈至・李頎・蕭穎士・李華（巻八）の名が著名なものとして見える。
- (50) 裴耀卿は、閩隴系貴族の出身（『世界歴史大系中国史2』第五章「唐」愛宕元「唐代前期の政治」三四五・六頁。一九九六年、山川出版社）で、むしろ李林甫派とする説さえある（布目潮瀧ほか『中国の歴史4 隋唐帝国』一三六頁。一九七四年、講談社）。注(49) 葛論文は、裴耀卿が張説に引き立てられたとするが、何によるのか未詳。あるいは『新唐書』（巻一二七）本伝に記す、玄宗の張説に対する裴耀卿推薦の言葉がきっかけで、濟州刺史から宣州刺史へと栄転したという記事によるか。なお濟州は『通典』（巻一八〇）州郡十・濟陽郡に「戸三萬八千五百十」とあるので、その等級は『大唐六典』（巻三〇）によれば中州。宣州は『新唐書』（巻四一）地理志五では「望」。
- (51) 注(41) 入谷『王維研究』第三章「濟州」一二三頁・第五章「右拾遺」一七三頁。
- (52) ここで、高適と二三年の宰相張九齡・裴耀卿との関係を見ておくと、張九齡とは直接交遊の史料は見いだせないが、天宝八載、張九齡の弟で睢陽郡太守であつた張九臯の推薦により有道科に挙げられている。ただ李林甫が専横していたため陳留郡封丘県尉となつたに過ぎなかつた。『舊唐書』（巻一一一）高適傳參照。次に裴耀卿との関係は、①『舊唐書』（巻九八）『新唐書』（巻一二七）裴耀卿傳・『資治通鑑』巻二一三によれば、裴耀卿は、開元二〇年、河東・河北行軍副大總管信安王李禕の副總管として、奚・契丹を伐つており、高適にはこの時の作「信安王幕府詩并序」（二八頁）がある。詩の献呈対象者を記した序には、裴耀卿の名前は出てこないが、引き立てを求めたひとりであつたのではないか。少なくとも全くの無関係であつたとは想像できない。②高適「酬裴員外以詩代書」（二五六頁）があり、△孫△△周△△ともに乾元二年（七五九）秋、彭州での作品とする。孫氏『校注』△△周△△は、裴員外△裴翹として（考証は、一書に譲る）。この裴翹については、『新唐書』（巻七一上）宰相世系表一上・南來吳裴に、南齊の南兗州刺史で、一族の出身地である北方に帰り、「南來吳裴」と号して後魏に仕えた裴叔業の子孫に、裴耀卿がおり、また叔業の弟・令宝の一族から裴翹が出ている。すなわち裴耀卿と裴翹は、先祖を同じくする遠い親戚ということになる。「酬裴員外」詩の内容は、高適の人生略歴であるが、初めの部分に第一次薊北行における裴翹との交遊が綴られている。なおそのころの裴翹の事跡はつまびらかではない。以上のように、高適と張九齡・裴耀卿の関係は直接的なものではなく、それが二三年の落第のに影響しているのかもしれない。

(53) 注(42)「盛唐田園詩……」九七頁。

(54) 「東郡」は、葛氏論文の用語まま。滑州(隋の東郡)を指すと考えてよからう。

(55) 葛氏は「岐王範」とするが、間違い。『舊唐書』(卷九五) 睿宗諸子傳によれば、衛州刺史・虢州刺史となったのは、範ではなく業である。

〔補注〕なお『舊唐書』に時代の近い伝記資料として、『河嶽英靈集』

(卷上) 高適・小伝と『新唐書』(卷一四三) 本伝が挙げられるが、それぞれ「評事性拓落、不拘小節。恥預常科、隱迹博徒、才名自遠。……」と「少落魄、不治生事。客梁宋間、宋州刺史張九臯奇之、舉有道科中第、調封丘尉、……」とあり、「家貧」というような記述はない。また「落魄」には、「窮困失意」・「放蕩不羈」(『漢語大詞典』)の意味があるが、「不治生事」と続くことから、ここでは後者の意味と考える。